

白川町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第8号

白川町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

白川町職員の給与の支給に関する規則（昭和38年白川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の認定等)</p> <p>第8条 条例第9条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上<u>満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第15条 条例第10条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額<u>(第15条の2第2号において「運賃等相当額」という。)</u>は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条</p>	<p>(扶養手当の認定等)</p> <p>第8条 条例第9条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上_____</p> <p>_____</p> <p>_____の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第15条 条例第10条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額_____</p> <p>_____</p> <p>は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条</p>

改正後	改正前
<p>例第10条の3第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(自動車等使用者の支給額)</u></p>	<p>例第10条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p><u>第15条の1の2 条例第10所の3第2項第2号の当の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 片道5キロメートル未満 2,000円</u></p> <p><u>(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円</u></p> <p><u>(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円</u></p> <p><u>(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円</u></p> <p><u>(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円</u></p> <p><u>(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円</u></p> <p><u>(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円</u></p> <p><u>(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円</u></p> <p><u>(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円</u></p> <p><u>(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円</u></p> <p><u>(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円</u></p> <p><u>(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円</u></p> <p><u>(13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円</u></p> <p><u>(14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円</u></p> <p><u>(15) 片道70キロメートル以上75キロ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>メートル未満 45,700円</u> (16) <u>片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円</u> (17) <u>片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円</u> (18) <u>片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円</u> (19) <u>片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円</u> (20) <u>片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円</u> (21) <u>片道100キロメートル以上 66,400円</u></p>	
<p>(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p>
<p><u>第15条の1の3</u> (略) (返納の事由及び額等)</p>	<p><u>第15条の1の2</u> (略) (返納の事由及び額等)</p>
<p>第16条の2 条例第10条の3 <u>第7項</u>の町の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第16条の2 条例第10条の3 <u>第6項</u>の町の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 条例第10条の3 <u>第7項</u>の町の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第15条の2第1号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第10条の3第2項第2号に定める額(第15条の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額) <u>及び条例第10条の3第4項第1号に定める額の合計額</u>(以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が</p>	<p>2 条例第10条の3 <u>第7項</u>の町の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第15条の2第1号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第10条の3第2項第2号に定める額(第15条の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額) _____の合計額(以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が</p>

改正後	改正前
<p>15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、町長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)</p>	<p>15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、町長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)</p>
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)
(支給単位期間)	(支給単位期間)
<p>第16条の3 条例第10条の3 <u>第8項</u>に規定する町の規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>第16条の3 条例第10条の3 <u>第7項</u>に規定する町の規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 (略)	2 (略)
<p>第28条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p>	<p>第28条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p>
<p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u></p>	<p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u></p>
ア・イ (略)	ア・イ (略)
<p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間</p>	<p>(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間</p>

改正後	改正前
<p>内においてそれらの者として勤務した期間</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。</u></p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第28条の2（略）</p> <p>2 前条第1項第1号ア及びイに掲げる者及び同項第2号ア及びイに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>	<p>内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項の規定を準用する</u></p> <p>_____。</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第28条の2（略）</p> <p>2 前条第1項第1号ア及びイに掲げる者及び同項第2号ア及びイに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。